

一般社団法人 浪速工業会

諸 規 程 集

平成29年10月

目 次

01	定 款	平成 25 年 9 月 2 日認可 (旧定款は昭和 9 年 1 月 24 日認可)	
02	施 行 細 則	昭和 55 年 7 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
03	職 員 服 務 規 程	昭和 55 年 4 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
04	職 員 給 与 規 程	昭和 55 年 4 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
05	事務職員慶弔贈与金規程	昭和 55 年 4 月 1 日制定	
06	事 務 取 扱 規 程	昭和 55 年 7 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
07	会 計 処 理 規 程	昭和 55 年 11 月 12 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
08	事 務 分 掌 規 程	平成 16 年 7 月 15 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
09	資 産 運 用 管 理 規 程	平成 21 年 10 月 20 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
10	事 業 実 施 規 程	平成 23 年 11 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
11	代 議 員 選 挙 規 程	平成 23 年 11 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
12	代 議 員 選 挙 細 則	平成 23 年 11 月 1 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
13	浪速工業会館利用規程	平成 24 年 8 月 17 日一部改正	平成 25 年 9 月 25 日改正
14	旅 費 規 程	平成 25 年 6 月 18 日制定	平成 25 年 9 月 25 日改正
15	会費等に関する規程	平成 25 年 9 月 2 日制定	
16	表 彰 規 程	平成 25 年 9 月 2 日制定	
17	役員候補者の選出および役員を選定等に関する規程	平成 25 年 9 月 2 日制定	

一般社団法人 浪速工業会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人浪速工業会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、工業の隆盛に資すること、学術及び科学技術の振興、青少年の健全な育成、地域社会の健全な発展、並びに、会員の親睦を図り知識を交換することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工業の研究と調査に関する事項
- (2) 奨学金の給付に関する事項
- (3) 寄附及び表彰に関する事項
- (4) 講演会及びセミナーの開催に関する事項
- (5) 地域事業への協賛に関する事項
- (6) 会員相互の連絡と共助に関する事項
- (7) 機関雑誌の発行に関する事項
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第 3 章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、第 7 条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(会員及び代議員)

第 6 条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 市立大阪工業学校、大阪市立工業学校、大阪市立都島工業学校、大阪市立都島工業高等学校又は大阪市立都島工業専門学校を卒業した者
- (2) 準 会 員 第 1 号の学校に在学した者、第 1 号の学校の職員又は職員であった者で理事会が承認した者
- (3) 名誉会員 この法人に対して特に功労があると認め代議員会の決議によって推薦した者
- (4) 賛助会員 この法人に賛助会費を納めた者

2 この法人の社員は、概ね正会員 400 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立

候補することができる。

- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人は、会員の氏名を会員名簿に登録する。会員の資格は登録により発生する。

3 会員は、氏名、住所又は勤務先を変更したときには、変更届を提出しなければならない。

（経費の負担）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、代議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総代議員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 代 議 員 会

(構成)

第 12 条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 代議員会は、定時代議員会として毎年度 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 代議員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第 17 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の年会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上30名以内
- (2) 監事 3名以上6名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会長及び副会長)

第21条 この法人に、会長及び副会長を若干名置くことができる。

- 2 会長は、代議員会で会員中より選出し、その任期は4年とする。
- 3 副会長は、会長の推薦によって置くことができる。その任期は4年とする。
- 4 会長及び副会長は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

5 会長及び副会長は、無報酬とする。

(参与)

第22条 この法人に、参与を若干名置く。

2 参与は元理事長であった者及びこの法人に特に功労があった会員で代議員会の決議によって選任する。

3 参与は、理事会又は代議員会の諮問に応じて理事会又は代議員会に出席して意見を述べることができる。

4 参与は、無報酬とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事と親族等)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は理事長があたり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において予め定めた理事が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議決権の行使)

第35条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会

員名簿及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 0 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 1 条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 4 2 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 4 3 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 4 0 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 4 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は 山崎 充 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

平成 2 5 年 9 月 2 日認可

—— 施行細則 ——

(平成25年9月2日改正)

前 文

本会は高度な社会の形成を理念とし、教育・科学技術・工業等に関する研究を重ね、国際・情報社会の振興を図り、会員相互の親睦を厚くする。

第1章 支部に関する事項

第1条 正会員の存在する近畿地方を除く各地方府県単位に支部を設置することができる。

但し、1地域内には1支部に限る。

第2条 支部を設置しない地域は本部に直属するものとする。

第3条 支部を設置する場合には、その地域における正会員の過半数の同意を得て、下記の事項について理事会の承認を受けるものとする。

- 1、設置の地域
- 2、支部会員氏名
- 3、支部事務所の所在地
- 4、支部規約
- 5、支部役員氏名

第4条 支部の名称は「一般社団法人浪速工業会(地域名)支部」又は仮称を設けることができる。

第5条 支部長は支部を代表する。

第6条 支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。

但し、表決には加わらない。

第7条 支部に関する規約は、各支部において定めるものとする。

第8条 支部の運営は、本会の目的に添い、支部規約に定める範囲を逸脱することはできない。

第9条 支部に関する経費は、当該支部会員が負担するものとし、支部の経理は、各支部で処理するものとする。

第10条 支部は、本部の行う行事について協力するものとし、それによって本部からの各種の配分をうけることができるものとする。

第11条 支部は、支部の会務、会計、事業の予定及び実績について、毎年度末及び年度終了後1ヶ月以内に理事長に報告するものとする。

第2章 部会に関する事項

第12条 正会員は母校における専攻学科ごとに部会を設置することができる。

第13条 部会の名称は、各部会において固有の名称を付すことができる。

第14条 部会長は部会を代表する。

第15条 部会長は理事会に出席して意見を述べることができる。

但し、表決には加わらない。

第16条 部会に関する規約は、各部会において定め、本会に届出るものとする。

第17条 部会の運営は、本会の目的に添って専攻学科の特殊性を発揮し、夫々固有の活動ができるものとする。

第18条 部会に要する費用は、当該部会全員が負担するものとし、部会の経理は、各部会で処理するものとする。

第19条 部会は、本部の行う事業について協力するものとし、それによって本部からの各種の配分をうけることができるものとする。

第20条 部会は、部会の会務について、毎年度末に理事長に報告するものとする。

第3章 会員に関する事項

第21条 正会員は母校の卒業期にあたり、学校長より新卒業生の科、組別、氏名について通知を受け、本会会員名簿に登録するものとする。

第22条 準会員は、母校に在籍したもので、本人の申し出により会員数名の推薦を得たうえ、理事会の承認を受け登録するものとする。

第4章 会費に関する事項

第23条 新規に会員となるものは、入会にあたり入会金として3,000円、ならびに初年度会費として3,000円を納入するものとする。

第24条 正会員の会費は、毎年度3,000円を納入しなければならない。

2 会員は個人賛助会費として1口あたり10,000円として出資できる。

3 協賛企業は企業賛助会費として1口あたり30,000円として出資できる。その特権については別途定める。

第25条 準会員の会費は、毎年度3,000円とする。

第5章 役員及び役員会に関する事項

第26条 定款第6条の代議員は、正会員の中から代議員選挙によって選出する。

第27条 理事は別に定める事務分掌規定により会務を処理する。

第28条 理事会は、理事のうち理事長（代表理事）1名、副理事長（業務執行理事）2名をおく。理事は代議員会の決議によって選任する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその事務を代行する。

また、別に定める事務分掌規定により会務を担当するものとする。

第29条 理事長は、会務処理上必要ありと認めるときは、理事会の同意を得て顧問または委員を委嘱できるものとする。

第30条 役員に欠員が生じたときは、これの補充を行うものとする。

但し、理事会において業務執行上支障ないと認めるときはこの限りでない。

第31条 参事は各部会で推薦を受け、理事会において選出し、本会の運営に協力するものとする。

第32条 理事会は、原則として毎月1回開催するものとし、会務の処理について協議する。

第33条 理事会また代議員会に出席できない場合は、書面によって意見を述べることができる。

第34条 代議員会の議案は、会議の5日前までに代議員に通知するものとする。

但し、緊急を要するものはこの限りでない。

第35条 代議員会の動議は、出席代議員の2分の1以上の同意がなければ成立しないものとする。

第36条 定款第14条に関する定時代議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催するものとするほか、必要がある場合に開催する。

第6章 代議員会(法人法上の社員総会)に関する事項

第37条 代議員会の議長は理事長があたり、理事長事故あるときは、副理事長がその職務を代行するものとする。

第38条 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

第39条 代議員会の議事に関する動議は、出席代議員の3分の2以上の同意を得なければ成立しないものとする。

第40条 代議員会における会議の経過、決議の内容ならびに出席数などを記載した議事録を作成し、議長および議長の指名した出席代議員3名が署名するものとする。

議事録は事務所に保管する。

第7章 資産および会計に関する事項

第41条 定款第38条に規定する事業計画書および収支予算書・事業報告および決算については、理事会の決議を経て、代議員会で承認を受けなければならない。

第8章 事務職員その他に関する事項

第43条 会務執行のため、理事会の承認を得て、事務職員または嘱託員若干名をおくことができる。
ただし、臨時傭をおくときは、この限りでない。

第9章 補 則

第44条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

従前の規程は昭和55年6月30日をもって廃止し、本規程は昭和55年7月1日から施行する。

本規程は昭和62年4月1日より施行する。

本規程は平成15年4月1日より施行する。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

本規程は平成25年9月2日より施行する。

—— 職 員 服 務 規 程 ——

(平成25年9月2日改正)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会（以下会という）事務局職員の就業に関する事項について定めるものである。

2 労働基準法その他の法令によって守らなければならない事項は、特に必要のある場合のほかここに規定しない。

(職員の定義)

第2条 職員とは、本人の意志に基づき、この規程に定められた手続きに従って本会与雇用契約を締結し、会の業務に従事するものをいう。

2 前項の者のほか、その名称の如何にかかわらず本会の業務に従事するものに対しては、必要に応じてこの規程の全部、又は一部を適用することがある。

第2章 服 務 規 律

(基本義務)

第3条 職員は本会の運営方針に従い、この規程ならびにその他の諸規則を遵守し、職務上の責任を重んじて互いに協力し、礼儀を重んじ、理事長の指示に従って業務に専念しなければならない。

(遵守事項)

第4条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、明朗に執務すること。
- (2) 本会の名誉を重んじ、信用を傷つけるような行為があってはならない。
- (3) 本会の機密を他に漏らすことなく、文書・帳簿をみだりに第三者に閲覧させてはならない。
- (4) 職務は、誠実、丁寧かつ迅速に処理し、能率の向上に努めなければならない。
- (5) 職務上の地位を利用して自己の利益を計り、また職務上の権限を越え或いは濫用して独断的な行為をしてはならない。
- (6) 職場は常に清潔に整理整頓し、盗難、火災の防止に努めなければならない。
- (7) 本会内部において許可なく集会、政治活動、宗教活動その他業務に関係のない行動をしてはならない。
- (8) その他本会の業務を阻害するような行為をしてはならない。

第3章 勤 務

(就業時間)

第5条 職員の就業時間および休憩時間は原則次のとおりとする。変更する場合は理事会により定める。

始 業 午前9時

終 業 午後5時 ただし、土曜日は正午まで

休 憩 正午から45分間

(終業時間の変更)

第6条 前条の始業、終業および休憩時間は、業務の都合により必要ある場合は、予告したうえでこれを変更することがある。ただし、この場合においても、1日の所定実働時間を超えることはない。

(休 日)

第7条 職員の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日（振替休日を含む）

(3) 年 末 12月29日から31日まで

(4) 年 始 1月2日から5日まで

(休日の変更)

第8条 前条の休日は、業務の都合により必要ある場合は、予告したうえで他の日に振替えることがある。

(時間外および休日勤務)

第9条 業務の都合により必要ある場合は、労働基準法第36条の定める手続により正規の就業時間外または休日に勤務させることがある。

(出 張)

第10条 業務の都合により必要ある場合は、理事長またはその代行者が用件を指示して出張を命ずることがある。

2 職員に出張を命じた場合、勤務時間を算定し難しいときは、特に指示しない限り通常の実働時間勤務したものとみなす。

(出 退 勤)

第11条 出勤および退勤については次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員は始業時刻までに出勤し、出勤簿に押印のうえ就業の準備を備えること。

(2) 遅刻、早退または私用外出するときは所定の手続きをもって届けでること。

(3) 退勤にあたっては書類等を整理格納した後に行うこと。

(欠 勤)

第12条 病気その他やむを得ない理由により欠勤するときは所定の手続きをもって届け出なければならない。

(有給休暇)

第13条 1年間継続勤務し、出勤率が8割を超えた者に対しては1年につき6日の有給休暇を付与する。

2 2年以上継続勤務した者に対しては、1年を超える勤続年数1年について前項の休暇に1日を加算した有給休暇を付与するものとする。ただし有給休暇の総日数は20日を超えないものとする。

3 有給休暇の残余日数は1ヵ年に限り繰越すことができるものとする。

4 有給休暇を付与する基準となる期間は、採用日を基準とする。

第14条 有給休暇を受けようとする場合は、事前に届け出るものとする。

ただし、業務の都合で支障あると認めたときは、その期日を変更させることがある。

(特別休暇)

第15条 次の各号に該当する場合は、所定の期間の特別休暇を付与する。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 本人が結婚するとき | 3日 |
| (2) 配偶者が出産するとき | 2日 |
| (3) 父母、配偶者、子女の喪に服するとき | 3日 |
| (4) 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹の喪に服するとき | 1日 |
| (5) 女子で生理日の勤務が著しく困難なとき | その期間 |
| (6) 女子で本人が出産するとき | 産前産後各6週間 |
| (7) 業務上負傷し、または疾病にかかったとき | 医師が必要と認めた期間 |
| (8) 公民権を行使するとき | その期間 |
| (9) 天災地変、その他本人の責に帰することなく就業不能となったとき | 本会が必要と認めた期間 |
| (10) その他本会がやむを得ないと認めるとき | 本会が必要と認めた期間 |

第16条 特別休暇を受けようとする場合は、事前に届け出るものとする。

第4章 給 与

(給 与)

第17条 給与に関する事項は、別に定める給与規程による。

第5章 採用、退職および解雇

(採 用)

第18条 職員の採用については、就職を希望する者の中から理事長が採用を決定し、所定の手続きを経た者を職員として採用する。

(提出書類)

第19条 前条における所定の手続きとは、次の書類の提出をいう。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 住民票謄本
- (3) 身元保証書
- (4) その他必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

(保証人の資格)

第20条 保証人は本会が適当と認められた者で、資産・身許確実で独立して生計を営む者1名とする。

(退職)

第21条 職員は次の各号の一に該当するに至った場合は退職しなければならない。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 退職を願い出て本会が承認したとき
- (3) 期間に定めるある場合はその期間が満了したとき

(退職の手続き)

第22条 職員が退職しようとするとき、少なくとも30日前までに退職届を提出しなければならない。

- 2 前項の届けを提出した後も、本会の承認があるまでは業務に従事しなければならない。

(解雇)

第23条 職員は次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って解雇する。

- (1) やむを得ない業務上の都合のあるとき
- (2) 身心の障害により業務に堪えられないとき
- (3) 勤務成績または労働能率が甚だしく劣悪で就業に適しないと認めるとき
- (4) 業務外の傷病または、事故欠勤3ヶ月に達し就業の見込みがないとき
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない理由があるとき

- 2 前項の予告日数は、1日について平均賃金を支給して予告期間を短縮することがある。

(解雇の制限)

第24条 前条にかかわらず次の各号に該当する場合は解雇しない。

- (1) 公傷による休業期間およびその後30日間
- (2) 出産による休業期間およびその後30日間

- 2 前項第1号における期間が3年を経過し、打切補償を行なう場合はこの限りでない。

(特例)

第25条 天災地変その他やむを得ない理由で本会事業の継続が不可能となった場合の解雇においては、行政官庁の承認を得て前2条の規定は適用しない。

第6章 福利・厚生

(慶弔贈与金)

第26条 職員の慶弔事に対しては、別に定める規程により祝金または弔慰金を支給する。

第7章 表彰・懲戒

(表彰)

第27条 業務上特に功労があったと認められた場合には、その功績を表彰する。

(懲戒)

第28条 職員が服務規程に違反した場合には懲戒する。

第8章 補 則

第29条 この服務規程は、昭和55年4月1日より実施する。

第30条 この服務規程は理事会に諮って改正することができるものとする。

附 則

本規程は平成25年9月2日から実施する。

職員給与規程

(平成25年9月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会（以下会という）に勤務する職員の賃金・賞与その他に関する事項について規定するものである。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与の種類は給料及び手当とする。

2 給料は所定の勤務日、勤務時間に勤務した報酬とする。

3 手当の種類は、通勤手当、超過勤務手当、賞与、退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は月額をもって定めるものとし、性別、年齢、経験等を勘案し、採用時に理事会において決定するものとする。

(通勤手当)

第4条 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者には、その者が1ヶ月の通勤に要する運賃に相当する額を支給する。

ただし、その支給額は20,000円を限度とする。

(超過勤務手当)

第5条 職員の所定の就業時間外に勤務を命じられたものについて支給する。

2 超過勤務手当の支給額は1時間当りの通常の勤務時間の賃金計算額の25%の割増賃金を支給する。

(計算期間および支給日)

第6条 給与は、前月21日から当月20日までを計算期間とする。

2 給与の支給日は毎月25日とする。

3 前項に規定する支給日が休日に該当するときは、順次これを繰上げるものとする。

(昇給)

第7条 昇給は毎月1回4月とし、その都度理事会において定めるものとする。

(給与支給の始期および終期)

第8条 月の中途に採用された者の給料はその月に限り月給額の日割計算とする。

2 職員が退職したときは、その理由が理事会においてやむを得ないと認めるものについては、当該月の給料月額を支給する。

- 3 通勤手当については、第 1 項に該当するものについては日割計算とし、第 2 項に該当するものは第 2 項に準ずる。
- 4 日割計算を行なう場合は、1 ヶ月は 25 日とする。

(給料の減額)

第 9 条 職員が欠勤した場合は、欠勤 1 日について日割計算により給料を減額する。
ただし、1 ヶ月は 25 日とする。

(賞 与)

第 10 条 賞与は毎月 6 月および 12 月に支給する。

第 11 条 賞与の支給額は、その都度理事会において定めるものとする。

(退職手当)

第 12 条 退職手当は、職員が本会を円満退職するものに支給する。

第 13 条 退職手当支給額は、その都度理事会において定めるものとする。

(旅 費)

第 14 条 服務規程第 9 条により出張する場合には、それに必要な経費を支給する。

附 則

本規程は昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

本規程は平成 25 年 9 月 2 日から実施する。

事務職員慶弔贈与金規程

第1条 職員の慶弔時には次の各号により支給する。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 職員が結婚するとき | 20,000 円 |
| (2) 職員又は配偶者が出産するとき | 10,000 円 |
| (3) 職員が死亡したとき | 50,000 円 |
| (4) 配偶者が死亡したとき | 20,000 円 |
| (5) 父母又は子が死亡したとき | 10,000 円 |
| (6) 直系血族（第5号を除く）が死亡したとき | 5,000 円 |

第2条 この規程は、昭和55年4月1日より適用する。

—— 事務取扱規程 ——

(平成29年10月17日改正)

第1章 刊行物に関する事項

- 第1条 本会は会員相互の連繫を緊密にし、情報を交換し、資質の向上を計るため刊行物を発行し、会員に配布する。
- 第2条 会報は「浪速工業会報」と称し、毎年1回以上発行するものとする。
- 第3条 会報の配布先はつぎのとおりとする。
- (1) 全会員及び在校生
 - (2) 会報に広告の協賛を得た団体、会社
 - (3) その他理事会において必要と認めたる者
- 第4条 会報以外の刊行物の発行については、その都度理事会において詳細について定めるものとする。

第2章 表彰並に慶弔等に関する事項

- 第5条 本会は、つぎの各項に該当する時は、金10,000円以内の範囲において記念品を贈り表彰する。
- (1) 特別会員で、母校に10年以上勤続し、退職したとき
 - (2) 理事として10年以上勤続し退任したとき
 - (3) 理事会において、本会に特に功労があったと認めたる者
- 第6条 本会は、必要と認めたる場合、会員の叙勲、受賞等の慶事に対し、祝電又は祝辞を贈り祝意を表わすものとする。
- 第7条 本会は、会員の弔事に対し、必要と認めたる場合は、つぎにより弔意を表すものとする。
- (1) 会員が死亡したときは弔電を贈る
- 第8条 本会に特に功労があったと認めたる会員が死亡の場合には、その都度理事会において定める。
- 第9条 第6条、第7条については、本会に通知のあったものに限るものとする。

第3章 支給に関する事項

- 第10条 本会の事務遂行のため、役員を出張させるときは、それに必要な旅費を支給するものとする。
- 2、旅費規程は別に定める。
- 第11条 本会職員の給与、手当等については、別に定める規程により支給するものとする。

第4章 収入に関する事項

- 第12条 本会の会費は、原則として郵便振替をもって納入するものとし、その場合、領収書は郵便局の発行する受領書をもってこれに代えるものとする。
- 第13条 会報及び会員名簿、その他本会の刊行物に掲載する広告料金は、発行の都度理事会においてさだめるものとする。
- 2、広告料金は原則として郵便振替をもって納入するものとし、請求書及び領収書は別途に発行するものとする。
- 第14条 本会の諸行事に要する参加費は、行事の都度理事会の承認を経て定めるものとし、納入額に対して本会より領収書を発行するものとする。

第5章 コンピュータ管理・運営に関する事項

第 15 条 機械処理により名簿管理などをより正確・迅速に事務処理をすることを主たる目的とする。

第 16 条 本会事務所内に設置されたコンピュータは本会理事・監事・部会長及び理事会が必要と認めた会員が適時使用できる。

第 17 条 本機に内蔵されているプログラムのうち個人情報（名簿）に関しては外部に漏洩することのなきようパスワードをもって管理するものとし、その管理は総務部長が把握する。

第 18 条 本会各部会において情報の利用を希望する場合には、各部会長より総務部長に所定の手続きをもって許可を受け使用できるものとする。

第 19 条 コンピュータ内の情報は退避用を除き何人たりともコピーすることを厳禁とする。

第 6 章 補 則

第 20 条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は昭和 5 5 年 7 月 1 日から実施する。

本規程は平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

本規程は平成 1 5 年 7 月 1 5 日から実施する。

本規程は平成 2 5 年 9 月 2 日から実施する。

前規程の第 4 条から第 7 条、第 1 1 条（現第 7 条）の（2）項及び第 1 2 条（現第 8 条）の疾病を削除する。

本規程は平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日から実施する。

—— 会 計 処 理 規 程 ——

(平成25年9月2日改正)

第1章 総 則

- 第1条 この規程は定款の規定に基づき、本会の会計処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この法人の会計処理は、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。
- 第3条 この法人の会計処理基準は、原則として公益法人会計基準の定めるところによる。
- 第4条 この法人の事業年度は、定款の定めるところに従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第5条 この法人の会計は一般会計及び特別会計に区分する。
- (1) 一般会計 一般会計は本会の経常活動に関する財務会計をいう
 - (2) 特別会計 特別会計とは特に目的を定めて実施する事業活動に関する財務会計をいう
- 第6条 総務部長は経理事務を掌理し、その責任を負う。
- 第7条 この法人の事業は定款の定めるところに従い、その実態を明らかにするため一会計期間に発生したすべての収入と、これに対応する支出を記録計算し収支を明らかにしなければならない。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

- 第8条 会計処理に必要な勘定科目は、別に定める。
- 第9条 総務部長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、必要な事項を明瞭、かつ、整然と記録しなければならない。
- (1) 仕訳帳
 - (2) 現金出納帳、預金出納長及び振替貯金出納帳
 - (3) 会費等の台帳
 - (4) 資産及び負債台帳(重要なもの)及び基本財産明細書
 - (5) 予算収支簿
 - (6) その他必要な帳簿類
- 第10条 会計処理のために使用する伝票は、次の3種とする。
- (1) 入金伝票
 - (2) 出金伝票
 - (3) 振替伝票
- 第11条 会計伝票は証憑に基づいて作成するものとし、総務部長の承認を得なければならない。
- 第12条 会計帳簿等及び会計伝票の保存期限は、次のとおりとする。
- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 財務諸表 | 永久保存 |
| (2) 総勘定元帳 | 10年 |
| (3) 前2号以外の会計帳簿、会計伝票及び領収書 | 10年 |
| (4) その他の帳簿、統計諸表及び伝票 | 5年 |
- 2、前項の保存期限は、当該帳簿等に係る決算日からこれを起算し、保存期間経過後は、総務部長の承認を受けた後、これを処分する。

第3章 出 納 ・ 資 金

- 第13条 この規程において金銭とは、現金、預貯金、小切手、郵便為替証書その他理事長が別に指定するものをいう。
- 2、有価証券及び手形は、金銭に準じて取り扱うものとする。
- 第14条 金融機関との取引は、全て理事長職名をもって行うものとする。
- 第15条 金銭の出納は、総務部長が認印した伝票及び証憑書類に基づいて処理し、理事長の認印を受けなければな

らない。

2、金銭の支払は、理事長が認印した伝票及び証憑書類に基づいて処理するものとする。

但し、費用弁償等定例、かつ、疑義のないものの支払消耗品又はこれに準ずるものの購入のうち、一件につきその価格10万円以下のものについては総務部長の専決事項とする。

3、総務部長が金銭の出納及び支払について、科目の振替を行った場合は第1項に準じて伝票に認印を受けなければならない。

第16条 金銭、金銭領収書、銀行取引等に使用する公印、小切手帳、その他支払いに必要な物件は総務部長が厳重に保管するものとする。

第17条 現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預金は毎月末日の残高を銀行帳簿と照合してその正確さを期さなければならない。

第18条 記帳事務は、会計伝票に基づき、毎日の取引を漏れなく関係帳簿に記載しなければならない。

第19条 20万円以上の有価証券及び出資金の取得及び処分については、理事長の承認をうるものとする。

2、有価証券の評価は、その取得価格による。

第4章 固定資産

第20条 この規程において固定資産とは、次のものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品等

(2) 無形固定資産

借地権、借家権、電話加入権等

2、耐用年数1年未満又は1個もしくは1組の取得価格が10万円未満の資産は、原則として固定資産として取り扱わないものとする。

第21条 固定資産の価格は、次によるものとする。

(1) 購入によるものは、その購入価格及び付帯費

(2) 工事又は工作によるものは、その工事又は工作費及び付帯費

(3) 無償取得によるものは、取得したときの時価

第22条 固定資産の取得に当たって、20万円以上のものについては理事長の承認を得なければならない。

第23条 固定資産については、固定資産台帳を備え、各物件の種類、名称、取得価格及び所在地等を明記しなければならない。

第24条 固定資産の売却、滅失、き損又は廃棄等の処分により除却を行う場合は、第22条の規定に準じて承認を受けなければならない。

第25条 固定資産は、これを良好な状態において管理し、毎年3月末日現在の状況について固定資産台帳と現物照合しなければならない。

第26条 固定資産の使用可能期限を延長し、又はその価格を増加させる部分に対応する金額は、固定資産として処理する。

第27条 火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な額により保険を付さなければならない。

第5章 物 品

第28条 この規程において物品とは、事務用品等で耐用年数1年未満又は1個若しくは1組の取得価格が10万円未満のものをいう。

第29条 物品は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。

第6章 予 算

第30条 総務部長は、各部長と協議して毎年1月31日までに新事業年度の予算原案を作成し、理事長に提出しなければならない。

2、各部長からの予算要求額の提出期限は、毎年12月31日とする。

3、予算書の様式は別に定める。

第31条 前条による予算額は、議決機関の承認を得なければ執行はできない。

第32条 予算は事前議決主義を原則とするが、やむを得ない理由により新年度発足後に決定される場合においては、理事長の承認によりその間の収支については、前年度同月の実績の範囲内において執行を認めることができる。

第33条 総務部長は、予見しがたい予算の不足に充てるため予備費を設けなければならない。

第34条 総務部長は、予算執行の任に当り、各予算項目に対する支出金が予算外支出にならないよう注意するとともに科目間の流用等については、原則として行わないものとする。

ただし、同質の費目（中科目の範囲）については、理事長の承認により実情に応じ流用を認めることができる。

第7章 決 算

第35条 決算は、各事業年度の会計記録を整理集計し、収支状況及びその期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

第36条 総務部長は、各事業年度終了後2か月以内に、次の決算書類の原案を作成して理事長に報告しなければならない。

- (1) 予算額対比表及び収支計算書
- (2) 貸借対照表（総括貸借対照表を含む）
- (3) 財産目録（総括財産目録を含む）
- (4) 付属明細表

2、前項各号の決算書類の様式は別に定める。

第37条 理事長は、前条の決算書類に事業報告を添え理事会に提出して、その承認を得た後、監事の監査を受け、監査報告書を添付しなければならない。

第8章 補 則

第38条 本規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、理事会の定めるところによる。

第39条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、昭和55年11月12日から実施する。

本規程は昭和62年4月1日から実施する。

本規程は平成15年4月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。

事務分掌規程

(平成26年6月17日改正)

第1章 総 則

- 第1条 この規程は施行細則第27条に基づき、本会の会務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 理事会は会務処理上、総務部・会計部・会員部・広報部・事業部を設け、理事は会務の処理を行う。
- 第3条 各部の運営には、理事長に推された部長があたり、部長が事故のときは、副部長がその職務を代行するものとする。

第2章 事務分掌に関する事項

- 第4条 総務部は総務に関する一切の事務を行う。
- (1) 総会・会員親睦会などの計画・立案及び進行に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整及び報告に関すること。
 - (3) 理事会の議事録作成など事務に関すること。
 - (4) ホームページの作成・更新に関すること。
 - (5) その他、各部に該当しない一切の事務に関すること。
- 第5条 会計部は会計に関する一切の事務を行う。
- (1) 会計出納簿の管理に関すること。また、毎月の理事会に貸借対照表・損益計算書（正味財産増減計算書）を報告すること。
 - (2) 会費納入者数の報告及び請求に関すること。
 - (3) 会計に伴う事務処理に関すること。
- 第6条 会員部は会員の管理及び把握に関する一切の事務を行う。
- (1) 会員の把握および会費の徴収に関すること。
 - (2) 名簿管理システムの作成・修正・保守などの管理一切に関すること。
 - (3) 会員名簿（理事会にて発行が必要を認めた場合）の計画・立案・作成に関すること。
 - (4) ホームページの作成・修正などの日常管理一切に関すること。
 - (5) その他、会員把握のための各部会と連携を密にする。
- 第7条 広報部は広報・編集に関する一切の事務を行う。
- (1) 毎年発行する会報の計画・立案・作成に関すること。
 - (2) 毎年発行する会報の計画・立案・作成に関すること。
 - (3) その他、周年事業などの刊行物に関すること。
- 第8条 事業部は事業に関する一切の事務を行う。
- (1) 地域事業への参加・親睦ゴルフ・親睦旅行などの計画・立案及び進行に関すること。
- 第9条 その他、各部関係のある時は、その都度連絡調整し協力する。

第3章 補 則

- 第8条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は平成16年7月15日から実施する。

本規程は平成23年4月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。

本規程は平成26年6月17日から実施する。

—— 資 産 運 用 管 理 規 程 ——

(平成29年10月17日改正)

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の資産の運用指針、運用手続き等について定めもって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(資産の区分)

第 2 条 運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

(資産管理責任者)

第 3 条 資産運用管理責任者は、理事長とする。

- 2 資産運用管理業務は、理事長の統括のもとに総務部長が行う。

(基本方針)

第 4 条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。但し遺贈株式は株式の儘持続する。

- 2 運用財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法を理事会に提案し、承認を受けた後その運用を行う。

(運用対象)

第 5 条 運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本財産 ア 元本保証の金銭の信託
 イ 遺贈株式（原則として長期運用とし換金はしない）
- (2) 運用財産 ウ 郵便貯金
 エ 銀行預金
 オ 日本国国債

(運用資産の運用期間)

第 6 条 運用資産の運用期間の目安は、以下の年限を参考にする。

- (1) 定期預貯金 5年以内とする
- (2) 日本国国債 5年以内とする

(資産の運用状況の報告)

第 7 条 総務部長は、資産の運用状況について、3月、9月末の残高証明を会計部長並びに監事に提示し、その確認を受けた後に理事長に報告する。

- 2 理事長は、資産の運用状況について、理事会毎に報告する。

(保管場所)

第 8 条 遺贈株式は、三菱UFJ証券に委託、国債、預金証券は三菱東京UFJ信託銀行の貸し金庫に保管する。

(資産管理責任者の責任)

第 9 条 理事長は、この規程並びに理事会の決定を遵守し、資産の運用業務を遂行する事。

(附 則)

- 1 この規程は、平成 21 年 10 月 20 日より施行する。
- 2 この規程の施行の際に、現に運用されている金融商品については、暫次この規程に適合するよう運用するものとする。
- 3 本規程の改定に際しては理事会の承認を要する。

1. この規程は、平成 29 年 10 月 17 日より施行する。

事業実施規程

(平成25年9月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第4条に基づき、この法人の事業決定に関し必要な事項を定める。

(寄付事業)

第2条 この法人の寄付事業は、法人の会員が提案権を有する。提案する会員は、趣意書に下記事項を記載し、理事会に提案しなければならない。

- (1) 寄付の目的
- (2) 寄付の金額または、品目及び数量等。

2 理事会は、下記基準いずれかを満たしたものにつき、寄付の可否を決議する。

- (1) 大阪市立都島工業高等学校に関する寄付。
- (2) 認定法第5条第17号に関する寄付。
- (3) 前2項に準ずる寄付。

(表彰事業)

第3条 この法人の表彰事業は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(講演会等)

第4条 この法人の講演会及びセミナーの開催は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(地域事業の協賛)

第5条 この法人の地域事業の協賛に関する事業は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(事業の委託)

第6条 この法人の表彰事業、講演会及びセミナーの開催は、部会に委託することができる。

(実施細目)

第7条 この規程について必要な事項は、別に定める。

補 則

第8条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は平成23年11月1日から施行する。

本規程は平成25年9月2日より施行する。

代議員選挙規程

(平成25年9月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第17条に基づき、代議員の選挙及び選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 代議員は、正会員による選挙で選出する。

(定数)

第3条 代議員の定数は、概ね正会員400人の中から1人の割合をもって定めることとし、理事会において定数を定める。

(選挙の管理)

第4条 この選挙は、理事長がこれを管理する。

(選挙人及び被選挙人の資格)

第5条 この選挙の選挙人及び被選挙人は、次の者とする。

- (1) 選挙の行われる年の前年11月30日にこの法人の会員名簿に記載されている正会員とする。但し、12月1日以後、投票までの間に正会員でなくなった者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

(立候補)

第6条 代議員になろうとする者は、立候補の届を所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

(立候補者の公示)

第7条 理事長は、代議員候補者名簿を作成し、選挙人に公示（電子公告による。以下同じ。）しなければならない。

(選挙方法)

第8条 この選挙は、被選挙人資格を有する代議員候補者に対する信任投票をもってこれを行う。
2 投票にあたっては、信任しない代議員候補者については、その欄に×印を記入し、信任する候補者については、その欄に何らの記載もしないで投票する方式によるものとする。

(投票用紙の管理)

第9条 総務部長は、投票期間中に郵送された投票用紙を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開 票)

第10条 この選挙の開票は、理事長の指名する理事6名以内の立ち会いのもとで理事長が行い、総務部長が補佐する。

2 開票中に発生した疑義は、立ち会いの理事が判定する。

(当選者)

第11条 この選挙の当選者は、信任数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、理事長が抽選で決定する。

3 立候補者が定数以下のときは、立候補者を無投票当選とする。

(結果の公示)

第12条 理事長は、選挙の結果を信任数とともに、公示しなければならない。

(欠員の補充)

第13条 代議員の欠員は補充しない。

(実施細目)

第14条 この規程について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、理事会の議決によりなす。

附 則

本規程は平成23年11月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。

代議員選挙細則

(平成25年9月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の代議員選挙規程第15条に基づき、代議員の選挙に関し必要な事項を定める。

(方法)

第2条 代議員の選挙は、郵送法により行う。

(投票用紙の送付)

第3条 投票用紙は、会員名簿に記載した住所に送付すれば到達したものとみなす。

(投票)

第4条 正会員は、投票用紙の到着後、開票日までに投票用紙を郵送して投票するものとする。
2 開票日までに到達しない投票用紙は、開票日以降到達しても無効とする。

(定数)

第5条 代議員の定数は、選挙の行われる年の前年12月31日までに理事会において定める。

(選挙の公示)

第6条 代議員立候補の受付開始1カ月前までに、下記事項を選挙人に公示（電子公告による。以下同じ。）しなければならない。

- 1、代議員選挙を行う旨
- 2、正会員は代議員に立候補できる旨
- 3、選挙は、郵送法により行う旨
- 4、代議員の定数
- 5、立候補の受付期間
- 6、投票用紙の送付予定日
- 7、開票日

(立候補者の公示)

第7条 代議員候補者名簿を開票日の20日前までに公示しなければならない。

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、理事会の議決によりなす。

附 則

本規程は平成23年11月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。

浪速工業会館利用規程

(平成25年9月2日改正)

この規程は一般社団法人浪速工業会会館の使用に際し、円滑な運営をするために定める。利用者はこの規程に則り、あるいは既定外の事項に関しては善良な判断のもと、健全な運営が出来るようにすること。

(名称および目的)

第1条 一般社団法人浪速工業会のこの施設は浪速工業会館（以下会館）と称し、一般社団法人浪速工業会の会員相互の親睦の場として、文化・教養の向上に資する事を利用の目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 (1) 一般社団法人浪速工業会の会員
(2) 大阪市立都島工業高校の教員および生徒
(3) 理事長が認めた団体およびグループ

(利用基準)

第3条 (1) 会館を利用するものは第1条の目的を理解して喧騒に過ぎ、或いは他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
(2) 会館を利用するものは火災の予防に留意し、器具・設備等の取り扱いは大切にしなければならない。また、万一損傷した場合は故意・過失を問わず損害を賠償させる事がある。
(3) 会館を利用するものは会館職員の指示に従うこと。

(利用の禁止)

第4条 次の各号に該当する時は、その利用を禁止する。
(1) 政治活動・宗教活動およびこれに類する行為
(2) 利益を目的とする利用
(3) 宿泊を伴う利用

(利用の手続き)

第5条 会館を利用しようとするものは、次の手続きをすること。

- (1) 利用者は会館事務局の申込用紙またはホームページ等で必要事項を記入の上、申込をすること。
- (2) 利用者は入退館時に事務局の利用者名簿に署名をし、点検事項を十分確認すること。休館日利用で、施錠責任者同伴で無い場合は、鍵の受け渡し等の手続きが必要な為、必ず事前に会館事務局で手続きすること。
- (3) 会館利用後、速やかに鍵の返却をすること。また、紛失の場合は防犯上、全ての鍵（ＩＣ）の交換に必要な実費を支払うこと。

(利用時間および休館日)

第6条 (1) 休館日は次の通りとする。

① 水曜日・土曜日・日曜日および休日

② 年末年始およびお盆

年末年始（12月27日～1月8日）

お盆休み（8月13日～15日）

(2) 利用時間は原則午後1時より午後9時までとする。

附 則

本規程は平成24年8月17日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。

旅 費 規 程

(平成25年9月2日改正)

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会（以下会という）を代表して出張する場合の旅費に関する事項について規定するものである。

(申請手続)

第2条 出張者は、出発前に所定の様式「出張申請書」に必要事項を記入して提出する。
ただし、緊急を要する場合は、事前連絡の上で後日提出してもよい。

(出張旅費)

第3条 出張旅費の種類は交通費（鉄道、船賃、航空費および自動車賃）及び宿泊費とする。
2 交通費は実費とするが、個人用の定期券などを利用できる場合は該当区間を控除する。
3 宿泊費は、東京 10,000 円／泊、その他 8,000 円／泊とする。

(旅費計算の順路)

第4条 旅費の計算は、交通機関のキロ程による距離に基づいた最も経済的な経路および方法（以下順路という）により計算する。ただし、業務の必要または、その他やむを得ない事情により、順路で旅行をし難い場合には、実際にとった経路方法によって計算することができる。

(旅費の請求・精算および出張報告書)

第5条 出張旅費の請求については、本会所定の様式「出張旅費請求書」を出張後1ヶ月以内に本会に提出する。その際、領収書のあるものについては、添付することとする。
2 出張旅費精算については、本会より現金を出張者に支払う。

附 則

本規程は平成25年6月18日から施行する。

本規程は平成25年9月2日から施行する。

会費等に関する規則

(平成25年9月2日改正)

第1条 この規則は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費に関し必要な事項を定め、会費収入の確保及び使途を明らかにすることを目的とする。

第2条 入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員の入会金は金3,000円とする。

(2) 年会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。

- | | |
|----------|----------|
| ① 正会員 | 金 3,000円 |
| ② 法人賛助会員 | 金30,000円 |
| ③ 個人賛助会員 | 金10,000円 |

第3条 入会金及び会費は、その65%以上80%以内を共益事業に、他は管理費に使用するものとする。

第4条 会員が退会した場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(附則)

第5条 この規則は、平成25年9月2日より施行する。

表 彰 規 程

(平成25年9月2日改正)

第 1 条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第4条第1項第3号に基づき、この法人が実施する表彰に関し必要な事項を定める。

第 2 条 大阪市立都島工業高等学校に在学する者のうち、下記のものに対して、当法人に設置する表彰委員会において選考の上、表彰する。

- 1、学術、体育、創意工夫、その他の教育活動に秀でて表彰に値するもの。
- 2、特に優れた調査研究のあったもの。
- 3、善行のあったもの。
- 4、その他表彰に値するもの。

第 3 条 表彰委員会は、下記構成による。

- 1、一般社団法人浪速工業会理事長
- 2、大阪市立都島工業高等学校長
- 3、理事会で選任された理事1名
- 4、参与のなかで互選された参与1名

第 4 条 表彰委員会は、受賞者を選考し、表彰式の運営にあたる。

第 5 条 受賞者の員数、賞品、賞金は、理事会の承認を要する。

第 6 条 表彰は次のとおりとする。

- 1、浪速工業会賞

第 7 条 この規程の変更は、理事会の議決によりなす。

(附 則)

第 8 条 この規程は、平成25年9月2日より実施する。

— 役員候補者の選出および役員の選定等に関する規程 —

(平成25年9月2日制定)

- 第1条 この規程は、定款に規定される役員（代議員・理事および監事）の選任について、その候補者の選出、および役員の選定に関する手続きを定めるものである。
本規程において、役員候補者とは、代議員会における役員選任の対象候補者をいう。また、役員選挙候補者とは、役員選挙における立候補者および理事会推薦役員候補者をいう。
- 第2条 理事会は別に定める細則にしたがって役員選挙候補者の選出を行う。役員選挙候補者の資格は、選挙の年の1月理事会開催日現在の正会員とする。
- 第3条 代議員は、正会員の直接選挙により選出する。選挙の有権者は、選挙の年の1月理事会開催日現在の正会員とする。
2 正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
3 第2項の代議員選挙は2年に1度とし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- 第4条 理事長は、有権者である正会員に対し、役員選挙候補者リストと投票用紙を提出し、投票を求める。ただし、正会員は自由に代議員選挙立候補者以外の正会員に投票することができる。
2 理事長、副理事長および監事の各候補者の投票は単記とする。
3 理事長、副理事長を除く理事候補者の投票は、理事会で決議した定数内の記載とする。
- 第5条 選挙は、理事会の決議のもと、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第6条 代議員は、選挙により当選した者とし、当選者は、選挙の得票数の 高い順に決定する。ただし、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。
- 第7条 前条により選出された役員候補者は、代議員会において、候補者ごとに役員選任の決議に諮る。
- 第8条 理事会は、前条で選任された役員のうちから、選挙結果を参考に、理事長および副理事長を選定する。
- 第9条 理事の職務については、別途定める事務分掌規程により、具体的な業務の分担は理事会において定める。
- 第10条 選挙の公告は電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。
- 第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は平成 23 年 6 月 10 日改正から実施する。

本規程は平成 25 年 9 月 2 日改正から実施する。

一般社団法人浪速工業会 關淳記念奨学金規程

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 奨学金の名称を「一般社団法人浪速工業会關淳記念奨学金」と称する。

(給付規程)

第 2 条 本規程は、一般社団法人浪速工業会定款 2 章第 4 条に基づき、奨学金の給付規程を定める。

(目的)

第 3 条 大阪市立都島工業高等学校に在学する者のうち、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し奨学援助を行い、もって社会に有用な人材の育成を図る。

(奨学生の資格)

第 4 条 当法人の奨学生となるものは、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第 5 条 奨学金を支給する期間は、毎年 4 月より翌年 3 月までの 1 年間について給付する。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

月額 金 5, 0 0 0 円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第 6 条 奨学生志願者は、当法人あての奨学生願書に、学校長の推薦書及び在学証明書を添えて当法人に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 7 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を学校長を経て、本人に通知する。

(奨学金の交付)

第 8 条 奨学金は、一回について 6 か月分を合わせて交付し、年二回交付する。

2 奨学金の交付は、当法人から直接本人の指定口座に振込送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 9 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 1 0 条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況の報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が休学し、又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで学校長を経て、願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良になったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) その他第4条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 選考委員会

(選考委員会)

第16条 当法人には、奨学生となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第17条 奨学生選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員のうちには、この法人の理事・監事及び代議員が2名を超えて含まれることになってはならない。
- 4 特定の委員とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員の解任)

第19条 委員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の議決により理事長が解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第20条 学校長は奨学生の資質の向上をはかるため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第5章 補 則

(実施細目)

第21条 この規程について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第22条 この規程は、理事会の議決により変更する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日より実施する

この規程は、平成28年4月1日より実施する

一般社団法人浪速工業会 關淳記念奨学金規程実施細目

第1章 選考基準

(選考優先順位)

1. 世帯の市町村民税所得割額が大阪府育英会の申込資格を満たしている者。
2. 学業成績、平均評定 3.5以上。(少数点第2位以下切り捨て)
3. 上記 1・2の条件で選考者多数の場合、出席状況により選ぶ。
(遅刻早退数と欠席日数の合計の少ない者より選考)

第2章 申請時必要書類

1. 奨学生願書
2. 学校長の推薦書
3. 在学証明書
4. 所得証明書

第3章 継続時必要書類

1. 学業成績表
2. 生活状況の報告書

第4章 採用時交付書類

1. 奨学生採用通知書

第5章 本人届出書類

1. 誓約書 (「正」「副」2通)
2. 奨学金受領書
3. 生活状況報告書
4. 届出書 (休学、復学、転学又は退学したとき)

第6章 補 則

1. 奨学生に欠員が生じた時は翌年4月から新たな希望者を補充する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より実施する

—— 交 通 費 規 程 ——

(平成28年7月12日)

(目 的)

第1条 この規程は、理事会に出席するための交通費に関する事項について規定するものである。

(対象者)

第2条 対象者は理事、監事、部会長とする。

(条 件)

第3条 交通費は自宅より浪速工業会館までの交通（電車・バス）の往復に係わる費用とする。

(支給額および支払方法)

第4条 支給額は実費とし、浪速工業会からの支払いは毎年9月と3月の2回理事会にて支払うものとする。但し上限は1日4,000円とする。受け取りに際し受領書にサインをすること。

(理事会以外の場合)

第5条 交通費は、6部会長会議・監査委員会・各部委員会にも適用する。

附 則

本規程は平成28年4月1日に溯って施工する。